

## ○浦安市社会教育関係団体の認定に関する要綱

昭和56年 5月19日

教委告示第2号

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会教育法(昭和24年法律第207号)第10条に規定する社会教育関係団体としての認定に関し必要な事項を定めるものとする。

(認定の要件)

第2条 社会教育関係団体として認定することができる団体は、次に掲げる要件をすべて備えたものとする。

(1) 社会教育事業を計画的かつ継続的に実施でき、その事業の成果が十分に期待できるものであること。ただし、次の事業又は活動を行わない団体でなければならない。

ア 営利を目的とした事業又はこれに類する事業

イ 特定の政党の利害に関する事業

ウ 公の選挙に関し、特定の候補者を支持し、又はこれに反対する等の政治活動

エ 特定の宗教を支持し、若しくは特定の教派、宗派等を支援し、又はこれらに反対する等の宗教活動

(2) 団体の組織及び運営に関し、次の要件を備えていること。

ア 構成員が10名以上で当該構成員の半数以上の者が市内に在住し、在勤し、又は在学し、かつ、その半数以上の者が市内に在住していること。

イ 規約又は会則等に基づいて組織及び運営が行われていること。

ウ 自己財源を有し、かつ、団体の運営が確実になされていること。

エ 市内に事務所を有し、かつ、主たる活動の場所が市内であること。

オ 代表者が市内に在住していること。

(認定の申請)

第3条 社会教育関係団体としての認定を受けようとする団体の代表者は、社会教育関係団体認定申請書(別記第1号様式)に、次の各号に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 規約又は会則
- (2) 収支予算書及び事業計画書
- (3) 収支決算書及び事業報告書
- (4) 会員名簿及び役員名簿
- (5) その他教育委員会が必要と認める書類  
(認定の決定等)

第4条 教育委員会は、前条に規定する申請を受理したときは、第2条に規定する認定の基準に適合するか否かを確認及び審査した上で、認定の可否を決定するものとする。

- 2 教育委員会は、前項の規定による認定の可否の決定について、社会教育関係団体認定通知書(別記第2号様式)又は社会教育関係団体認定却下通知書(別記第3号様式)により当該団体の代表者に通知するものとする。  
(認定の有効期間)

第5条 前条の規定により認定を決定した団体(以下「認定団体」という。)の認定の有効期間は、教育委員会が定める基準日から2年間とする。  
(変更又は解散の届出)

第6条 認定団体は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに社会教育関係団体申請事項変更届出書(別記第4号様式)又は社会教育関係団体解散届出書(別記第5号様式)を教育委員会に届け出なければならない。

- (1) 規約又は会則及び役員に変更があったとき。
- (2) 活動を停止したとき。
- (3) 講師等に変更があったとき。
- (4) 解散したとき。  
(認定の取消し等)

第7条 教育委員会は、認定団体が、次の各号のいずれかに該当する場合は、認定を取り消すことができる。

- (1) 第2条に定める要件に適合しなくなったとき。
- (2) 虚偽の申請により団体の認定を受けたとき。
- (3) 施設の利用条件に反し、若しくは施設利用に関する所定の手続き等を故意に怠ったとき。

2 教育委員会は、前項の規定により認定を取り消したときは、社会教育関係団体認定取消通知書（別記第6号様式）により、当該団体の代表者に通知するものとする。

（報告等）

第8条 教育委員会は、必要があると認めたときは、事業内容等について報告や書類の提出を求めることができる。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成13年3月30日教委告示第8号）

附 則（平成28年1月12日教委告示第2号）

（施行期日）

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。ただし、施行日の前日において認定を受けている団体における第2条の改正規定（同条第2号アに係る部分に限る）は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 前項に規定する団体は、平成28年4月1日から3月の間はなお認定の効力を有する。

別記第1号様式（第3条）

年 月 日

社会教育関係団体認定申請書

浦安市教育委員会 様

申請者 団 体 名  
代表者名 住 所  
氏 名

社会教育関係団体として、浦安市教育委員会の認定を受けたいので、次の関係書類を添えて申請します。

- 1 規約又は会則
- 2 収支予算書及び事業計画書
- 3 役員名簿及び会員名簿
- 4 収支決算書及び事業報告書
- 5 まなびねっとうらやす利用団体登録申請書
- 6 講師・指導者情報登録申請書（講師がない場合は不要）
- 7 その他

別記第2号様式（第4条第2項）

第 年 月 日 号

団体名  
代表者名 様

浦安市教育委員会 

社会教育関係団体認定通知書

年 月 日付けで申請のありました社会教育関係団体の認定申請について、次のとおり認定しましたので通知します。

- 1 団体名
- 2 認定番号
- 3 認定有効期間 年 月 日から 年 月 日まで

別記第3号様式（第4条第2項）

第 年 月 日 号

団体名  
代表者名 様

浦安市教育委員会 

社会教育関係団体認定却下通知書

年 月 日付けで申請のありました社会教育関係団体の認定申請について、次のとおり認定を却下しましたので通知します。

- 1 団体名
- 2 却下理由

年 月 日

社会教育関係団体申請事項変更届書

（宛先）浦安市教育委員会

団 体 名  
届 出 者  
連 絡 先

次のとおり申請事項に変更がありましたので届け出ます。

変 更 事 項		新	旧
代表者	住 所		
	氏 名		
	電 話		
事務局	住 所		
	氏 名		
	電 話		
規約・会則 (団体名・会費等)			
講師・指導者 (氏名・連絡先等)			
活動停止の理由			
変更年月日		年 月 日付	

<注意事項>

- 1 「変更事項」の欄は変更のある事項のみ記入してください。
- 2 規約・会則の変更は、変更後の規約・会則を提出してください。
- 3 関係書類がある場合は添付してください。

別記第5号様式（第6条）

年 月 日

社会教育関係団体解散届書

（宛先）浦安市教育委員会

団 体 名  
届 出 者  
連 絡 先

次のとおり解散しましたので届け出ます。

団 体 名							
代 表 者 名		認 定 番 号					
解 散 年 月 日	年 月 日						
解 散 理 由							

別記第6号様式（第7条第2項）

第 年 月 日 号

団 体 名  
代 表 者 名 様

浦安市教育委員会 印

社会教育関係団体認定取消通知書

年 月 日付け 第 号をもって社会教育関係団体として認定したことについて、次の理由により、認定を取り消したので通知します。

1. 取消年月日 年 月 日
2. 取消しの理由